

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

(株)ケイテック
大阪府大阪市中央区瓦町2-5-8瓦町スクエアビル8F

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年9月4日～令和7年11月3日(2ヵ月)

近畿区域(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

3 指名停止理由

株式会社ケイテックは、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。

- (1)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社A・S・Pから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。
- (2)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社東技コーポレーションから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。
- (3)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社トワ技研工業から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内